

各高齢者施設等管理者 様

福島県高齢福祉課長
(公印省略)

令和5年度第2回福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業（高齢者施設等）
支援金の申請書受付開始について（通知）

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、県では、原油価格や物価の高騰による高齢者施設等への影響を緩和し、安定したサービスの提供を支援するため、高齢者施設等を運営する法人に対し、今年度2回目の支援金（令和5年度第2回）を給付することといたしました。

第2回支援金は光熱費及び車両燃料費に加え、食材料費の高騰分についても給付します。
つきましては、下記のとおり支援金の申請書受付を開始しますので、お知らせします。

記

1 支援金対象法人

県内において高齢者施設等を運営する法人等（ただし、国・独立行政法人及び地方公共団体を除く）。

2 高齢者施設等の範囲及び支援金額

別紙のとおり

3 申請書等の様式

福島県保健福祉部高齢福祉課のホームページからダウンロードしてください。
(URL:<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/genyu-bukka.html>)

4 申請書等の作成

申請書類は、支援金対象となる高齢者施設等を運営する法人が作成してください。
また、上記3のホームページに掲載している「支援金申請書作成マニュアル」及び「Q&A」を必ず御確認のうえ申請書類の作成を進めてください。

5 申請受付開始及び申請期限

令和6年2月5日（月）から受付開始いたします。

申請書類は郵送での受付のみです。

申請期限は、令和6年3月29日（金）まで（期限厳守）となっています。

6 申請方法・問い合わせ窓口

申請書類は、下記の事務局へ郵送でお送りください。

また、御不明な点がございましたら下記の事務局までお問い合わせください。

郵送先及び問い合わせ窓口：【福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業 事務局】

○住所：〒960-8031

福島県福島市栄町6-6 ユニックスビル7階

〔高齢者施設等の窓口〕

《専用フリーダイヤル》：0120-277-754

《専用メールアドレス》：kaigo_info@persol-tempstaffkamei.co.jp

上記専用フリーダイヤルの受付時間：月曜日から金曜日までの8時30分～17時00分

（土日・祝日除く）

※県では、本事業に係る申請書の受付、申請不備に係る申請者への照会、申請者からの問い合わせ対応等の事務局運営について、パーソルtempスタッフカメイ(株)へ委託して実施しております。

1 高齢者施設等の範囲

基準日（令和5年10月1日）現在において運営している施設等（基準日及び申請日時点で、廃止・休止していないこと）で、福島県内に所在する以下の高齢者施設等が対象となります。

(1) 入所系事業所

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

(2) 複合型サービス事業所

小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

(3) 通所系事業所

通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

(4) 訪問系事業所

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

(5) その他

上記(1)から(4)に該当していても次に該当する場合は支援金の対象となりません。

- ・国、独立行政法人、都道府県、市町村が運営している高齢者施設等。
(指定管理者制度により運営している法人については、Q&A「2対象要件④」に該当する場合に申請できます。)
- ・病院、診療所、保険薬局が行うサービスで、介護保険法上の指定があったものとみなされる「みなし指定」の事業所。

2 支援内容

令和5年度における光熱費、車両燃料費及び食材料費に対して、施設等の種別に応じた定額での支援金を給付します。

〔支援金額〕

次の施設種別等の区分毎に定める支援金額の合計額とします。

食材料費については、事業者負担（高齢者施設等の負担）がある場合に給付します。

○入所系事業所	：基礎額	1事業所あたりの基礎額	80,000円（定額）
	加算額	入所定員数×10,000円	
	<u>食材料費</u>	<u>入所定員数×4,000円</u>	
○複合型サービス事業所	：基礎額	1事業所あたりの基礎額	80,000円（定額）
	加算額	宿泊定員数×10,000円	
	車両燃料費	20,000円（定額）	
	<u>食材料費</u>	<u>[宿泊] 4,000円×入所定員数、[通い] 30,000円(定額)</u>	
○通所系事業所	：基礎額	1事業所あたりの基礎額	80,000円（定額）
	車両燃料費	20,000円（定額）	
	<u>食材料費</u>	<u>30,000円（定額）</u>	
○訪問系事業所	：基礎額	1事業所あたりの基礎額	80,000円（定額）
	車両燃料費	20,000円（定額）	

3 市町村が実施する物価高騰対策支援との調整について

市町村による同趣旨の支援金等を受けていたとしても、原則として、県の支援事業と市町村の支援事業は併給することができます。ただし、当該市町村が県との重複交付を認めているかどうか、市町村の交付要件等を御確認ください。